

○レジオネラ症防止対策の周知等について〔公衆浴場法〕

(平成 19 年 10 月 30 日)

(／健感発第 1030001 号／健衛発第 1030001 号／)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

レジオネラ症防止対策については、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」(平成 15 年厚生労働省告示第 264 号)、「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」(平成 11 年 11 月 26 日生衛発第 1679 号厚生省生活衛生局長通知)、「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」(平成 15 年 2 月 14 日健発第 0214004 号厚生労働省健康局長通知)などにより示しているところであるが、最近においても、レジオネラ症患者の発生及び旅館や共同住宅等におけるレジオネラ属菌の検出が報告されている。

レジオネラ属菌による感染を防止するためには、循環式浴槽や中央式給湯設備等において、衛生上の措置を講ずる必要があり、関係者や住民一般に対し、改めて告示等の周知徹底を図るとともに、レジオネラ症に関する相談等に応じ、必要な指導を行われたい。

(参考)

- ・パンフレット よく知ろう「レジオネラ症」とその防止対策(平成 12 年 12 月改訂版)
- ・旅館・公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策についてのホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/legionella/index.html>)